

山田町地域防災計画（修正案）に係るパブリックコメント実施要領

1 件 名

山田町地域防災計画（修正案）に対する意見募集

2 目 的

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、山田町における地震・津波や風水害等の各種災害に対し、町、県及び関係機関がその有する全機能を発揮し、町民の生命、身体、財産を保護するとともに被害を最小限に食い止めることを目的として、山田町防災会議において山田町地域防災計画を策定しています。

今回、山田町地域防災計画（修正案）及び修正の概要を作成しましたので、これを公表し、町民の皆さんから意見を募集します。

3 修正案の概要

町防災会議において、東日本大震災における教訓、災害対策基本法の改正、国防災基本計画及び県地域防災計画の見直し等を踏まえ平成 24 年度以降、毎年必要な修正を行っています。

今年度においても、国が定める防災基本計画の修正等を踏まえ、令和 7 年度山田町地域防災計画修正概要のとおり修正を行う予定としています。

4 公表資料及び閲覧方法

(1) 公表する資料

- ・令和 7 年度山田町地域防災計画修正の概要
- ・山田町地域防災計画（修正案）

(2) 閲覧の方法

山田町ホームページへの掲載による閲覧

5 対象者

町内在住者、在勤者、在学者または町内に事業所等を有する者

6 公表及び意見募集期間

令和 8 年 1 月 6 日（火）から令和 8 年 1 月 30 日（金）まで

※ 郵送の場合、令和 8 年 1 月 30 日（金）必着

7 意見提出の際の必須記入事項

山田町ホームページ内の提出様式、または任意様式にて提出願います。

なお、様式を問わず必ず以下の項目を記入してください。

- (1) タイトル「山田町地域防災計画（案）」への意見
- (2) 氏名
- (3) 住所
- (4) 連絡先

- (5) 勤務先（在勤者のみ）
- (6) 就学先（在学者のみ）
- (7) 事業所名（町内に事業所を有する者のみ）
- (8) 意見本文

※応募用専用様式を利用する場合は、タイトルの記入は不要です。

※各項目の記載がない場合には、パブリックコメントとして受理できない場合があります。

8 意見の提出方法及び提出先

- (1) 持参の場合（代理人によるものを含みます。）
山田町役場 4階 総務課 危機管理室
- (2) 郵送の場合
〒028-1392 岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号
山田町役場 総務課危機管理室 宛
- (3) FAXの場合
0193-82-4989
- (4) 電子メールの場合
専用アドレス（bousai@town.iwate-yamada.lg.jp）宛に送信してください。
件名は、「山田町地域防災計画（修正案）に対する意見」としてください。

9 その他

- (1) 寄せられた意見は、公平性を確保するため個別対応をせず、公募期間終了後、すべての意見について整理したうえで資料として活用します。
- (2) 寄せられた意見は、住所氏名等を除きそのままの形で公表することができます。個人が特定される内容は、意見本文に記入しないでください。
- (3) 意見募集中にいただいた「山田町地域防災計画（修正案）」に関する「町長へのハガキ」等は、パブリックコメントとして取り扱いさせていただく場合があります。
- (4) 意見を受領したことについて、確認の連絡は省略させていただきます。
- (5) 電話・口頭での意見の提出は、パブリックコメントとして取り扱えませんのでご注意ください。

10 担当・お問い合わせ先

山田町役場総務課危機管理室 TEL：0193-82-3111（内線415、425）